（継続した休息時間を確保しなかつた場合の休息時間の確保）

第七十八条　法第百十条第二項の相当する時間の休息時間は、当該休息時間の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間にできるだけ早期に確保するよう努めなければならない。

（新設）

（特定宿日直勤務中に労働させた場合の必要な休息時間の確保）

第七十九条　病院又は診療所の管理者は、法第百十条第三項の規定により、特定宿日直勤務中に労働させた対象医師に対し、必要な休息時間を確保する場合は、当該特定宿日直勤務の終了後当該労働が発生した日の属する月の翌月末日までの間に、当該労働の負担の程度に応じ必要な休息時間を確保するよう努めなければならない。

（新設）

（特定地域医療提供機関の指定に係る業務）

第八十条　法第百十三条第一項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げる病院又は診療所について、それぞれ当該各号に掲げる業務であつて、当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間が一年について九百六十時間を超える必要があると認められるものとする。

一　救急医療を提供する病院又は診療所であつて厚生労働大臣が定めるもの　救急医療の提供に係る業務

二　居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所　居宅等における医療の提供に係る業務

三　地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると都道府県知事が認めた病院又は診療所　当該機能に係る業務

（新設）

（特定地域医療提供機関の指定の申請）

第八十一条　法第百十三条第二項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　開設者の住所及び氏名（法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地）

二　管理者の氏名

三　当該病院又は診療所の名称

四　当該病院又は診療所の所在の場所

五　法第百十三条第一項の指定に係る業務の内容

2　法第百十三条第二項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　法第百十三条第一項の指定に係る業務があることを証する書類

二　法第百十三条第三項第二号の要件を満たすことを証する書類

三　法第百十三条第三項第三号の要件を満たすことを誓約する書類

四　法第百三十二条の規定により通知された法第百三十一条第一項第一号の評価の結果を示す書類

（新設）

（労働時間短縮計画の案の要件等）

第八十二条　法第百十三条第三項第一号の厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

一　当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。